

【税金や保険料等の支払い猶予等をしてほしい】

支援策の名称	17 国民年金保険料の免除等					
支 援 の 種 類	国民年金保険料の特例免除等					
支 援 の 内 容	●地震災害により、住宅等財産に2分の1以上の損害を受け、保険料の納付が困難になった方や、避難指示や屋内退避指示を受けた市町村に住所を有していた方は、国民年金保険料について免除等特例措置が講じられます（申請が必要になります）。					
活用できる方	<table><tr><td>震災による2分の1以上の財産被害を受けた方</td><td>被保険者本人、世帯主、配偶者などが属する世帯の世帯員のいずれかが所有する財産等についておおむね2分の1以上の損害が生じた場合。</td></tr><tr><td>避難指示・屋内退避の指示を受けた地域に居住していた方</td><td>平成23年3月11日時点で避難指示・屋内退避の指示を受けた市町村(いわき市・田村市・南相馬市・広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村・川俣町)に住所を有していた方。</td></tr></table> ※ このほか、平成23年3月11日以降に納期限が到来する社会保険料(健康保険・厚生年金保険・船員保険等の保険料)の納期限が、延長されます(県内に所在地を有する会社・事業所等)。延長後の納期限は、後日お知らせします。 また、この延長に伴い社会保険料の口座振替を停止し、延長された納期限までに送付となる納付書で納付いただくことになります。		震災による2分の1以上の財産被害を受けた方	被保険者本人、世帯主、配偶者などが属する世帯の世帯員のいずれかが所有する財産等についておおむね2分の1以上の損害が生じた場合。	避難指示・屋内退避の指示を受けた地域に居住していた方	平成23年3月11日時点で避難指示・屋内退避の指示を受けた市町村(いわき市・田村市・南相馬市・広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村・川俣町)に住所を有していた方。
震災による2分の1以上の財産被害を受けた方	被保険者本人、世帯主、配偶者などが属する世帯の世帯員のいずれかが所有する財産等についておおむね2分の1以上の損害が生じた場合。					
避難指示・屋内退避の指示を受けた地域に居住していた方	平成23年3月11日時点で避難指示・屋内退避の指示を受けた市町村(いわき市・田村市・南相馬市・広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村・川俣町)に住所を有していた方。					
手続について	● 期限 平成23年7月末日まで ● 手続先 住民登録地の市町村役場か、お近くの年金事務所					
お 問 合 せ 先	日本年金機構『被災者専用フリーダイヤル』 0120-707-118(通話無料)					

支援策の名称	18 放送受信料の免除	
支援の種類	減免	
支援の内容	●災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。 ●免除にあたっては、NHKが調査を実施した上で、免除の対象者を確定します。	
活用できる方	●災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 ●このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがあります。	
お問合せ先	日本放送協会 024-526-4333	